

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと、
休日は、
翌日
の翌日)

目次

◇ 示 保険医療機関等の指定

保険医等の登録

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

開発行為に関する工事の完了(二件)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

災害危険区域の指定

告 示

鳥取県告示第四百四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険

医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十年四月十二日

鳥取県知事 西尾 邑次

名称	所在地	指定年月日
加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	昭和六十年三月二十五日
中下医院	境港市朝日町九三	昭和六十年三月三十一日
上田医院	東伯郡東伯町大字浦安三三四	"
龜山齒科医院	倉吉市上井町二丁目二一三	昭和六十年三月十五日
有限会社増谷慶一郎薬局	米子市明治町一三一	"

鳥取県告示第四百四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池 澤 淳 子	鳥葉第五六五号	昭和六十年三月十四日
石 津 吉 彦	鳥医第三、一九二号	昭和六十年三月十八日
北 村 幸 郷	鳥医第三、一九三号	〃
井 丸 隆 資	鳥医第三、一九四号	〃

鳥取県告示第四百四十九号

用瀬町が行う土地改良事業に係る別府地区上田工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十年四月十三日から二十日間
縦覧に供する場所

用瀬町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年三月十九日 鳥取県指令受都計第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陰田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東倉吉町四二

土井親男

鳥取県告示第四百五十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十一月二十七日 鳥取県指令受都計第二百六十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市古豊千字早田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市昭和町九二一一

森 直幹

鳥取県告示第四百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取市卯垣滝山土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

鳥取市卯垣滝山土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十七年七月二十七日から昭和六十一年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市卯垣字山川向、字キツトリ、字坂ノ谷ノ下、字ハザマ及び字下ハザマの各一部並びに同市滝山字向田通り、字首山下、字流田、字山川向及び字坂ノ谷の各一部

四 事務所の所在地

鳥取市庖丁人町二八一二 永興電業有限会社内

五 設立認可の年月日

昭和五十七年七月二十四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所掲示場及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和六十年四月五日

鳥取県告示第四百五十三号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所、並びに関

係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和六十年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 名称

円護寺地区災害危険区域

2 区域

鳥取市円護寺字岩屋敷一四四番地から一四七番地まで、一四七番地内第一、一四八番地から一五二番地まで、七七六番地、七七六番地一及び七七六番地二並びにこれらと一体をなす国有地

二 1 名称

東大路地区災害危険区域

2 区域

鳥取市東大路字塚ノ前六四番地第一の一部、六五番地四、六六番地、六六番地第一、六六番地二及び六六番地三、字土居九六番地、九六番地二、九七番地、九七番地次一、九九番地、一〇〇番地、一〇〇番地一、一〇〇番地二、一〇一番地、一〇一番地一、一〇二番地、一〇三番地一から一〇三番地三まで、一〇四番地一から一〇〇番地五まで、一〇五番地から一一二番地まで、一一三番地一及び一一三番地二並びに字向山一八八番地、一九〇番地一から一九〇番地三まで及び一九一番地並びにこれらと一体をなす国有地

三 1 名称

夏ヶ谷地区災害危険区域

2 区域

気高郡気高町大字下光元字親谷三二六番地四、三二六番地五の一部、三二六番地六の一部、三二六番地七、三二六番地九、三二六番地一一、三三〇番地二の一、三三〇番地三の一部、一〇九九番地二の一部、一一〇〇番地の一部及び一一〇三番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

四 1 名称

上山手地区災害危険区域

2 区域

八頭郡河原町大字山手字上若宮一八〇番地四の一部、一八〇番地五、一八〇番地六、一九四番地から一九六番地まで、一九六番地次一、一九七番地、一九七番地一、一九七番地二、一九七番地次一、一九八番地、一九八番地二、一九九番地、一九九番地一、一九九番地二、二〇〇番地、二〇一番地一、二〇二番地一、二二一番地一、二二一番地二、二二四番地から二二七番地まで、二二七番地二、二二九番地、二二九番地二、二二〇番地、二二〇番地二、二二一番地、二二一番地一から二二一番地四まで、二二二番地、二二二番地二、二二三番地一から二二三番地四まで、二二四番地一及び二二四番地二並びに字地エノ谷六三一番地一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

五 1 名称

下町地区災害危険区域

2 区域

八頭郡智頭町大字智頭字下モ田六七番地、六七番地一から六七番

地三まで、六九番地一、六九番地三、六九番地四、六九番地六、六九番地七及び七〇番地一、字チンゴリ七二番地、七四番地、七五番地四から七五番地六まで、七六番地から八二番地まで、八三番地二、八七番地、八七番地一、八八番地、八八番地一、八八番地二、八九番地、八九番地一及び九〇番地、字寺前通り九一番地から九三番地まで、九三番地二及び九八番地三、字化昌庵二〇番地、一一一番地、一二番地一、一二番地二、一二番地三から一二六番地まで、一二七番地一及び一二七番地二並びに字チゴラ山二二六二番地、二二六三番地、二二六五番地、二二六六番地、二二六七番地一、二二六七番地二及び二二六八番地から二二七〇番地まで並びにこれらと一体をなす国有地

六 1 名称

中田地区災害危険区域

2 区域

倉吉市中田字屋敷通二〇九三番地から二〇九五番地までの一部、二〇九六番地一の一部、二〇九六番地二の一部、二〇九七番地、二〇九八番地一の一部、二〇九八番地二、二〇九八番地三の一部及び二〇九九番地並びに字裏山二〇一三番地の一部、二〇一四番地一から二〇一四番地二二まで、二〇一五番地一の一部及び二〇一六番地並びにこれらと一体をなす国有地

七 1 名称

大平町地区災害危険区域

2 区域

倉吉市大平町字山ノ鼻三一五番地一、三一五番地二の一部、三二

五番地一の一部、三二五番地二から三二五番地七まで、三二五番地一〇から三二五番地一二まで、三二五番地一四及び三二五番地一五並びにこれらと一体をなす国有地

八 1 名称

上余戸地区災害危険区域

2 区域

倉吉市上余戸字瀬ヶ谷口二六九番地の一部、二八七番地一の一部、二八七番地二、二八七番地三、二八七番地四の一部、二八七番地六、二八七番地七、二八八番地の一部及び二九〇番地の一部、字瀬ヶ谷二九二番地一、二九二番地二及び二九三番地並びに瀬ヶ谷山三一四番地一の一部及び三一四番地四の一部並びにこれらと一体をなす国有地

九 1 名称

由良地区災害危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字由良宿字宮ノ下一〇一七番地の一部、一〇一八番地一、一〇一八番地二の一部、一〇一八番地三の一部、一〇一八番地四、一〇一九番地二の一部、一〇二一番地一から一〇二一番地五までの一部、一〇二二番地、一〇二三番地から一〇二五番地までの一部及び一〇二九番地から一〇三二番地までの一部並びにこれらと一体をなす国有地

十 1 名称

諏訪神社地区災害危険区域

2 区域

米子市諏訪字宮ノ下六二〇番地及び六二一番地一、字西山ノ後八九〇番地三、字山後七五九番地、七六〇番地一、七六一番地、七六二番地、七六三番地一、七六三番地二及び七六三番地五、字山根六二三番地、六二四番地及び六二四番地一並びに字西山崎七五三番地三の一部、七五三番地九の一部、七五五番地、七五五番地二及び七五八番地並びにこれらと一体をなす国有地

十一 名称

祇園地区災害危険区域

2 区域

米子市陰田町一番地一の一部、一番地四から一番地七まで、一番一〇から一番地一六まで、三四番地一の一部及び三四番地二並びに祇園町二丁目六九番地三、七〇番地二、七〇番地四及び七二番地二並びにこれらと一体をなす国有地

十二 名称

旧奈和地区災害危険区域

2 区域

西伯郡名和町大字加茂字樋田五三二番地の一部、五三五番地の一部、五三六番地の一部、五四〇番地から五四二番地まで及び五四四番地の一部、字堂々五五〇番地の一部、五五二番地の一部、五五三番地及び五五五番地、字小丸山九六三番地、九六四番地、九六四番地二、九八五番地二、九九一番地、一〇〇三番地、一〇〇四番地、一〇〇五番地一の一部、一〇二〇番地一、一〇二五番地二、一〇一六番地一、一〇一七番地、一〇一九番地、一〇二〇番地及び一〇二〇番地二並びに字樋ノ内一七七番地の一部並びにこれらと一体を

なす国有地

十三 名称

豊成地区災害危険区域

2 区域

西伯郡名和町大字豊成字横道ノ下九二五番地一の一部、九二六番地一の一部、九二七番地一、九二九番地、九三〇番地一、九三〇番地三、九三一番地一、九三二番地、九三五番地、九四二番地一の一部及び九四四番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十四 名称

倉谷地区災害危険区域

2 区域

西伯郡名和町大字倉谷字馬場川六一五番地一の一部、六一五番地二の一部、六一六番地一の一部、六一七番地一の一部、六一七番地二、六一八番地、六一九番地一の一部及び六二三番地の一部並びに字御領田六四〇番地及び六四〇番地二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十五 名称

金持下地区災害危険区域

2 区域

日野郡日野町金持字地藏谷一三九五番地、一三九六番地の一部及び一三九七番地、字下モ地藏谷一四二六番地の一部、一四二七番地、一四二八番地、一四二九番地の一部、一四三〇番地、一四三一番地の一部、一四三三番地の一部、一四三四番地から一四三六番地まで、一四三七番地一、一四三七番地二及び一四三八番地、字地藏谷一

四三九番地から一四五三番地まで、一四五七番地、一四六五番地から一四六七番地まで、一四六九番地、一四六九番地一、一四七〇番地一、一四七〇番地二及び一四七一番地、字古川一四九四番地一、一四九四番地二、一四九五番地、一四九六番地、一四九八番地から一五〇一番地まで、一五〇二番地二、一五〇三番地、一五〇四番地一、一五〇四番地二、一五〇五番地一、一五〇五番地二、一五〇六番地一、一五〇六番地二、一五〇七番地一、一五〇七番地二、一五〇八番地一から一五〇八番地六まで、一五〇九番地から一五一四番地まで、一五一五番地の一部、一五一六番地から一五一八番地まで、一五一九番地の一部、一五二〇番地一の一部及び一五二一番地の一部、字柿ノ木平ラ一五二五番地の一部、一五二六番地の一部、一五二七番地、一五二八番地の一部及び一五三一番地の一部、字籠谷一五五五番地の一部並びに字高目一五五六番地の一部、一五五七番地一、一五五八番地、一五五九番地及び一五六六番地一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十六 名称

門谷(三要)地区災害危険区域

2 区域

日野郡日野町門谷字柄谷二一九番地の一部、字柄谷平ラ二二〇番地から二二六番地まで、二二七番地の一部、二二八番地、二二九番地、二三二番地から二三五番地まで、二四六番地、二四七番地、二四八番地、二四八番地) 併の一部、二五二番地(二五二番地) 併の一部及び二五三番地から二五六番地まで、字前田二六四番地二、二六五番地一、二六五番地二及び二六

六番地から二七二番地まで、字寺平二七三番地から二七九番地まで、二八一番地、二八一番地一、二八二番地、二八三番地、二八五番地の一部、二九七番地の一部、二九五番地、二九六番地、二九六番地一、二九七番地、二九八番地一から二九八番地三まで及び二九九番地から三〇一番地まで、字神田三〇二番地、三〇三番地一、三〇三番地二、三〇四番地一、三〇四番地二及び三〇五番地の一部、字細塔三四一番地一、三四一番地二、三四二番地一、三四二番地二、三四三番地、三四四番地の一部及び三四七番地、字石畑ケ三八三番地一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十七 名称

多里地区災害危険区域

2 区域

日野郡日南町多里字チゴ宮脇六三一番地の一部、六三三番地の一部、六三五番地、六三六番地一の一部、六三七番地一の一部及び六三八番地一の一部並びに字蔵本畑六三九番地、六四〇番地、六四一番地一の一部、六四一番地二、六四二番地、六四三番地一の一部、六四四番地一の一部、六四五番地一の一部、六四五番地二、六四五番地三の一部、六四六番地、六四七番地、六四八番地一の一部、六四八番地二の一部、六四九番地一の一部、六四九番地二、六四九番地三の一部、六四九番地四、六四九番地五の一部、六五〇番地、六五一番地一、六五一番地五、六五二番地二の一部及び六五二番地三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十八 名称

下三栄地区災害危険区域

2 区域

日野郡日南町三栄字鳥居ノ下モ一二〇七番地及び一二〇八番地、
字要害一三五九番地二の一部、一三六〇番地の一部、一三六一番地
三の一部、一三六一番地四の一部、一三六三番地一、一三六三番地
二の一部、一三六四番地の一部、一三六五番地、一三六六番地の一
部、一三六七番地の一部及び一三六九番地の一部、字中村尾一三七
〇番地から一三七六番地まで、一三七七番地一から一三七七番地三
まで、一三七八番地一、一三七八番地二及び一三七九番地一から一
三七九番地三までの一部、字御蔵ノ下モ一三八〇番地、一三八一番
地、一三八二番地一、一三八二番地二、一三八三番地から一三八八
番地まで、一三八九番地の一部及び一三九〇番地一、字荒神ノ下モ、
一四五二番地一から一四五二番地四まで、一四五三番地、一四五四
番地一、一四五四番地二、一四五五番地一、一四五六番地一から一
四五六番地三まで、一四五七番地一から一四五七番地三まで、一四
五八番地、一四五九番地、一四六〇番地一、一四六〇番地二及び一
四六一番地から一四六三番地まで、字寺谷尻り一四六四番地から一
四六六番地まで、一四六七番地一、一四六七番地二、一四六八番地
及び一四六九番地並びに字ヒヤリ田寺谷尻り一四七〇番地一から一
四七〇番地三まで及び一四七一番地の一部並びにこれらと一体をな
す国有地